

■ 堺屋特別顧問の発言

(平成24年1月 第4回大阪府市統合本部会議～教育基本条例～)

- (計画策定手続について) 立法論からいうと、これは瑕疵のある条文。知事は教育委員会と協議して基本計画を作成する。協議が整わない場合も提出することができる。知事は教育委員会の意見を付して府議会に決議すべき、でいい。
- (通学区域について) まず、来年からやるという目標をはっきりさせて、どう努力したらいいかというやり方の議論に変えていただきたい。
- (通学区域について) 出来るだけ早くなくす方がいいと思うし、そのためには、100%完全ということではなくても、はじめた方がいい。